

## 10月

### ●10月12日

- 1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ●10月15日

- 2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

### ●11月2日

- 3 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 4 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 7 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

### ●10月中において市町村の条例で定める日

- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

※ 税理士相互扶助の日…10月26日

## 11月

### ●11月10日

- 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ●11月16日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

### ●11月30日

- 3 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

### ●11月中において都道府県の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付（第2期分）

※ 税を考える週間…11月11日～17日

## 12月

### ●12月10日

- 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

### ●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 2 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出  
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

### ●本年最後の給与の支払をするとき

- 3 給与所得の年末調整

### ●翌年1月4日

- 4 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

### ●12月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

## 目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
令和3年度税制改正に関する提言（全国法人）	3
経営のヒント	
まさかの時の「資金繰り対応」～コミットメントラインの活用～	9
生産性向上のための「タイムマネジメント」	11
健康情報	
家族のあり方も見つめ直すコロナ後の日常	12
最近の話題から	
社員ファーストの働き方改革へのポイント	13
睡眠改善で社員の免疫力高めよう	14
部会だより	15

地区会だより	16
会員企業紹介	17
税理士会コーナー	
新型コロナ特例法の概要【税理士 間寄孝雄】	19
経営寸話【税理士 島田雅典】	20
税務署コーナー	
納税の猶予をご利用ください	21
マイナンバーの記載について	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

# 着任のごあいさつ

高崎税務署長 江口清次



この度の異動により、関東信越派遣国税庁監察官から参りました江口でございます。

高崎署はもとより群馬県の勤務は初めてですが、北関東有数の経済規模を誇り、かつ、榛名山をはじめ豊かな自然や観音塚古墳・上野三碑等の歴史・文化にも恵まれた義理人情に厚いこの地に勤務できますことを大変光栄に思っております。前任の郷間同様、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様には、日頃から税務行政全般に渡り、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。特

に、税に関する各種研修会をはじめ、租税教室への講師派遣や「小学生の税に関する絵はがきコンクール」などを通じ、税知識の普及や納税意識の高揚に努められており、税務行政に携わる私どもといたしまして、大いに心強く感じております。

これらはひとえに、横田会長をはじめとする役員各位の卓越した指導力と会員の皆様のご理解とご協力の賜物であり、このコロナ禍の中にあっても、県内最大の会員数を基盤とした会活動の充実並びに貴会の更なる発展を期待いたします。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けられている方々に、謹んでお見舞い申し上げます。新型コロナへの対応については、その感染拡

大防止措置等の影響により、厳しい状況に置かれている方々に向け、納税緩和措置が新たに制定されました。貴会におかれましては、これらの周知広報について、「法人だより」へ掲載いただくなど、迅速にご対応いただきました。心よりお礼申し上げますとともに、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、昨年十月から消費税率の10%への引き上げと軽減税率制度が実施されました。貴会の皆様には、制度の円滑な実施のために様々な周知・広報活動にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

軽減税率制度の実施に伴い、3年後の令和5年10月1日からは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が導入されます。私どもといたしましては、この「インボイス制度」を正しく理解していた

だくため、引き続き周知・広報に取り組んでいくこととしておりますので、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員各位のご健勝、更には各事業のご繁栄を祈念し、あいさつとさせていただきます。

## 江口署長略歴

- 平成27年7月 長野税務署 特別国税調査官(総合調査担当)
- 平成28年7月 十日町税務署長
- 平成29年7月 関東信越国税局 調査査察部 調査第4部門 統括調査官
- 平成30年7月 税務大学校 総合教育部 主任教授
- 令和元年7月 関東信越派遣国税庁監察官 次席監察官

## 高崎税務署の人事異動

新幹部職員等 (法人課税関係) (敬称略)

職名	氏名	前任署等
署長	江口清次	関東信越派遣国税庁監察官 次席監察官
副署長(総務・個人・資産担当)	渡邊健	留任
副署長(管理・徴収・法人担当)	櫻井義浩	高崎税務署 特別調査官(法人)
総務課長	黛悟	伊勢崎税務署 総務課長
法人課税第一部門統括官	山上清	沼田税務署 法人課税部門 統括調査官
法人課税第一部門法人会担当	土本賢	留任

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

令和3年度

税制改正に関するスローガン

○コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、  
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

○厳しい財政状況を踏まえ、  
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

はじめに

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ、未曾有ともいえる危機的事態に直面した。感染リスク防止など社会的要因により、需要が一気に蒸発するなど経済社会活動がほとんど機能不全に陥ったのである。

このため、これまでの経済危機に対する政策は通用せず、個人の生活や中小を中心とした企業の経営に対する財政支援という社会政策を優先せざるを得なかった。また、感染収束の見通

しが不透明になったことから、当初想定されたV字回復は困難となり、企業も個人も新型コロナウイルスの存在を前提とした「新しい日常」への対応を余儀なくされている。

こうした状況を背景に税財政改革が一時棚上げ状態となる中、新型コロナウイルス対策を目的とした二次にわたる今年度補正予算で約58兆円近い赤字国債を追加発行するなど、財政の悪化は急速かつ深刻化する形となった。しかも本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2020）は、国家的課題である財政健全

化について、堅持してきた2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランスII PB）黒字化目標を明記しなかった。追加発行された国債の返済計画についても明確な言及はなかった。

新型コロナウイルス対策については先進各国も多額の国債を発行しているが、多くの国は返済計画の議論に入っており、我が国の財政規律の緩さが際立っている。せめて返済財源については新型コロナウイルス収束後を見据えつつ、現世代の負担で解消するよう早急に議論を開始すべきであろう。

今回のコロナ禍では、ほかに我が国経済の弱点があらわになった。デジタル化対応の遅れや中小企業をはじめとした経営基盤の脆弱さなどである。コロナ収束後に向け、禍を転じて福となすべく規制改革や税財政上の対応を積極的に進め経済再生に取り組みねばならない。

基本的な課題

第一

税・財政改革のあり方

あり方

我が国の税財政改革は、一時棚上げ状態となった。新型コロナウイルスの大流行という非常事態への対応を最優先しなければならなかったからである。この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32・6兆円に一次、二次の補正予算で57・6兆円が追加され90・2兆円に上っている。

すでに、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を越し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化している。歴代政権の多くが社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランスを放置し、平時でさえも財政健全化を怠ってきた結果である。

そこに今回の新型コロナウイルス対策による多額な債務が上

乗せられるわけである。いくら使途が国民生活支援と中小企業をはじめとした企業の収入補填などの危機対応策が不可欠だったとはいえ、財政規律は完全にタガが外れた状態と言わざるを得ない。このままでは財政破綻が現実のものとなる。返すがえすも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまれる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後

も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないこと

から、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立を図っていかねければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

また、新型コロナウイルス対応で先進各国に比べて遅れが目立ったデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などだが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になる。一方、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方を合わせたPB赤字はGDP比12.8%の67.5兆円と昨年度の赤字14.5兆円、GDP比2.6%から急激に悪化した。本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政

に関する試算」によると、今後の見通しも極めて厳しい。政府が財政健全化目標としていた2025年度のPB黒字化に向けた2021年度の間目標「PB赤字対GDP比1.5%程度」などはクリア不可能となった。

2025年度の黒字化目標についても、成長実現ケースで7.3兆円、対GDP比1.1%の赤字が残り、黒字化は2029年度へと大きく後退するとみている。しかも、この試算は名目経済成長率を3%台と民間予測を大幅に上回る甘い経済前提から導いた数字なのである。

しかし、2025年度PB黒字化の目標を簡単に放棄してはならない。試算は今後我が国が取り組まねばならない本格的な税財政改革を想定したものではないし、新型コロナウイルス対策で追加発行された多額の国債の影響を直接的に受けるわけでもない。なぜなら、PBは財政収支や債務残高対GDP比などの指標と違って国債に関する収支を除外して

計算する単年度収支だからである。

我が国は2022年度から団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一体改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にPB黒字化を達成しておかねばならなかったのである。

コロナ禍というまったく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進国の多くはそれによって生じた政府債務の負担のあり方について議論に入っている。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。新型コロナウイルスが落ち着いたら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給

付費が190兆円(2020年度現在は約127兆円)に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保することも、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

今国会では年金改革法が成立し、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等が見直された。しかし、こうした措置では極めて不十分であり、新型コロナウイルス収束後は大胆に医療、介護分野の改革に切り込んでいくべきだろう。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要

である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

## 3. 行政改革の徹底

昨年の消費税率の引き上げに続き、新型コロナウイルスの感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかっている。今般の国会議員の歳費2割削減は国民への配慮とされたが、この程度では極めて不十分であり、小手先のパフォーマンスとの誹りは免れまい。地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。

新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかに、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。

諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

#### 4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナウイルス対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながろう。制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩の

第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要課題である。たとえばデジタル化によって世帯収入などさまざまなデータが迅速に収集できれば、社会保障や税の新たな制度設計などに役立つからだが、それには広範な国民的議論も必要となろう。

### 第二

#### 中小企業が

#### 事業継続するための

#### 税制措置

##### 1. 法人関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるように税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業

は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

##### (1) 法人実効税率について

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていくことから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

##### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資す

る措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

##### (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となつていくことから、適用期限を延長する。

##### (4) 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、

職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めらるべきである。

##### (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

#### 2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直

して対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今の新型コロナにより、一般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるような、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっており、消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導

入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

### 3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較す

ると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特別措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者

に向けた制度周知に努める必要がある。なお、

特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要はあるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとつては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

### 4. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

### 5. 地方税関係

#### (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、

全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中

小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

**(2) 事業所税の廃止**

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

**(3) 超過課税**

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課

税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

**(4) 法定外目的税**

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

**6. その他**

**(1) 配当に対する二重課税の見直し**

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものも不十分であり、さらなる見直しが必要である。

**(2) 電子申告**

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAx）とのシーム連携を図る必要がある。

**第二**

**地方のあり方**

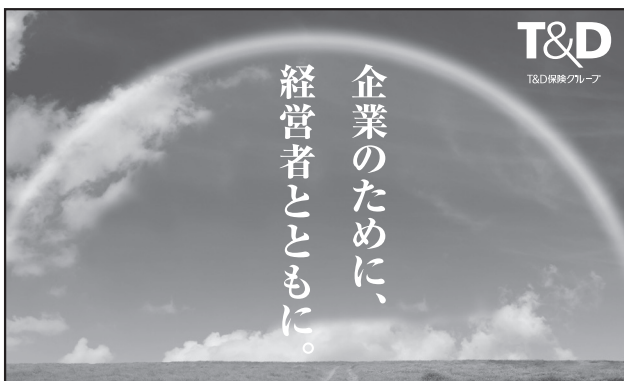
今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならないからである。

こうした視点に立つて、近年、そのあり方が問われている「ふるさと納税制度」をみてみよう。今般の制度改正では過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体を制度の対象外にすることができるよう見直しが行われた。これを不服とした一部自治体が国に対する訴訟で勝訴したが、争点はあくまで制度の運用についてであり、制度そのものではなかったことに留意すべきであろう。

そもそも、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、本来の趣旨に沿ったさらなる見直しが必要である。

また、新型コロナ対策の財源をめぐる議論では、地方の財源不足のみが強調されがちだが、財政的には国の方がはるかに悪化している事実を忘れてはならない。緊急時である現在は国の支援が欠かせないにしても、今後の税財政改革には



**T&D**  
T&D保険クラブ

企業のために、  
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
(大同生命前橋ビル4F)  
TEL 027-223-5260

感情的ではない冷静かつ客観的な議論が必要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、

国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

#### 第四

### 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度〜令和2年度)」

も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

#### 第五

### その他

#### 1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と

課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

#### 2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても徹しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

※令和3年度税制改正に関する提言より抜粋。全文については高崎法人会HPをご覧ください。  
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01



まさかの時の  
**資金繰り対応**  
コミットメントラインの活用

未来事業株式会社 金融コンサルタント 清田正和

はじめに

リーマンショックや新型肺炎など、100年に一度のタイミングで起こりうる緊急事態に対応するための備えについて述べたい。

そもそも、BCP（事業継続計画）は何のためにあるかあまり理解されていない。

BCPを策定している企業の割合は、15%とかなり低めである。これに「策定意向あり」「策定中」「策定検討中」の合計値でも45%という結果である。（帝国データバンク2019年5月調査）このように、BCP策定があまり重要視されないのはなぜなのだろうか。

緊急事態発生後、半数以上の企業で資金繰りが悪化した、顧客離れを起した

りして、倒産の危機に遭遇することになる。

既述の調査で、策定していない理由を挙げると、①策定に必要なスキル・ノウハウがない、②策定できる人材がいらない、③実践的な計画にすることが難しい、④必要性を感じない、の順になっている。

地域別では、「策定災害意向あり」の割合の高い県は、①高知②滋賀③和歌山④岐阜⑤奈良・鳥取で、低い県は最下位から⑦福島⑧岩手・島根⑨岡山⑩秋田となっている。

また、想定リスクは①自然災害②設備の故障③火災爆発事故④自社システムの不具合故障⑤情報セキュリティの順で、今回の感染症新型ウィルスは10位と意外と想定していなかったケースであることが分かる。

しかし、新型肺炎が原因で倒産した中部地方の旅館は、中国人観光客に高い割合で依存していたことが主要因であり、顧客別売上高の分散化が重要であること示している。

資金繰りの事前対応

企業は、存続してこそ存在価値がある。三代続く企業はそれなりの努力をしている。その一つが資金繰りである。筆者は元金融マンであるが、メイン銀行を大切にしている企業は強い。確固たる信頼関係を築いている。

経営危機に緊急融資を依頼できる体質、体力づくりは不断の努力である。そこには、企業経営者の知恵がある。

実は、これらの企業群は、自社の当座預金（台所）をオープン化している。具体的には、自社の入出金明細を金融機関と共有しているのである。

すなわち、売上金収入、売掛債権、支払債務、販管費、仕入高などあらゆる資

金を見える化し、綿密な資金計画の中で金融機関からの資金を効率的に活用しているのである。

例えば、コミットメントラインである。

古くは当座貸越枠であるが、支払日や特別な資金需要に自動的にマイナス残になって融資実行される資金枠である。

当座預金と連動方式では残高がゼロになってもマイナス残となる仕組みである。

使用しない場合は、資金枠の管理として一定のフィーを支払うが、資金枠も範囲内で繰り返し使用でき、売上金収入で入金になれば、支払利息は使用した期間だけの日割り計算となるため、資金効率が良い。

米国の未来型短期資金

米国では、当座預金の入出金を提示するだけで、短期運転資金が借入できる仕組みがある。

ライン・オブ・クレジットと呼ばれる短期資金貸出枠である。

資金使途は運転資金で、

期間は1年以内。貸出枠の上限金額は概ね100万ドル内外である。中堅商業銀行では75万ドルとしている。

さらに、ある小銀行は、1年更新するには、①期間中に1回は残高を30日ゼロにすること、②期間中に2回は残高が貸出上限の50%以下である状態を1ヶ月間維持すること、のいずれかを達成することを課している。

米国の中小企業では、金額ベースでこうしたクレジットラインでの借り入れ形態を31%強の企業が使用している。また、各行ともビジネス・クレジットカードを商品化しており、主に資金使途を、日常の事務用品購入や接待・旅費支払などに限定して、上限金額を25,000ドルとしている。

当然、審査はあるが、大手銀行の中には在庫や各種資材の仕入れなどにも、活用を認めているところもある。

当座貸越の本質

日本国内銀行の法人向け

貸出残高は2018年3月末で300兆円中、短期融資（期間1年以下）は25兆円で8%しかない。

このうち、コミットメントラインの契約数は銀行全体で13,008先の33兆7,140億円あり、利用残高は5兆5,346億円となっている。

短期融資は、割引手形＋手形貸付＋当座貸越の合計であるが、中小企業が短期資金として1年以内で必要とする借入の殆どは短期資金である。

商品の仕入れ、従業員の賞与、在庫資金などで事業継続する限り、繰り返し借入返済の循環に組み込まれている。

この資金は、必要運転資金＋売掛債権＋在庫＋仕入債務であり、一定金額として常時寝た資金で「根雪」と言われる。

これを新たな当座貸越（コミットメントライン）とすれば、いつでも資金枠の範囲内で借入返済が自由となるため、資金効率が格段に良くなる。

担保の問題もあるが、当座預金で売掛金・仕入資金・諸経費の金流や商流が金融機関と共有できていれば、こうした資金枠を信頼関係の中で活用できるようにする。

したがって、資金繰りの安定は経営そのものを安定させ、経営者は販路拡大や収益向上といった本来の業務に注力できる。

▼ **企業実態とビジネスモデル**

金融機関は、取引先を自己査定し、正常先から破たん懸念先（通常融資取引が継続可能なランク）まで、ランク付けしている。

地域金融機関は、地域に根差しているため、経済合理性だけでは、取引先からめったに逃げない。

したがって、取引先側から見れば、複数行で貸出条件を競わせる方法もあるが、基本的には信頼のおけるメイン1行あれば、企業実態をくまなく把握して課題や問題点を共有してくれるリージョンシップバンキングが有利となる。

最近のローカルベンチマークの考え方は、これを具現化したもので、中小企業と金融機関の対話と非財務情報を含めた事業性評価で、中小企業の強みと特徴を貸出支援に活用する仕組みである。

ここで重要なことは、先に述べた米国の短期資金、ライン・オブ・クレジットのような貸出枠が資金繰りを安定させる元になるということである。

すなわち、この貸出枠はABL（売掛債権担保）が基本となるが、それ以外に中小企業独自の資産である、販路・仕入・顧客・立地・ブランド・技術力・人脈力・特許権などが重要な評価項目になる。

また、財務情報を裏付け、売掛債権回転率、棚卸資産回転率、立替期間、經常収支率などのデータが銀行審査では必須となる。

▼ **資金繰りの安定化**

結論から述べると、資金繰りの安定には現預金を手厚くしておくことが肝要で

ある。手持ち資金を高く維持することで、余裕のある経営が可能となる。そのためには、税理士事務所や金融機関と連携し、月次の資金繰り表を作成し、月次予算と常に比較し、資金の過不足を把握することが必要である。

例えば、売上が2か月後の入金で、仕入は1か月後の支払とすると、入金と支払の期間差で売上高が増加するほど資金のずれが大きくなり、資金不足となる。

その予測を資金繰り表で6ヶ月先まで把握しておけば、金融機関に資金の要請を事前に行うことが出来る。

こうした事前策が、金融機関との信頼関係を深くする秘訣である。資金不足したからすぐに貸してくれという場当たりの対応では、資金管理の拙さを露呈するだけである。

したがって、こうした状況を未然に防止するためにも、コミットメントラインは転ばぬ先の杖となる。ただし、短期資金だけでは持続的な経営は望めるもの

ではなく、中小企業は最低10年に1回は設備投資が必要である。

投資なくして繁栄なしというのが筆者の考えで、長期的視点からみた利益創出は、最終的に資金繰りの安定につながるのである。

▼ **まとめ**

コミットメントラインは、中小企業が機動的に柔軟な資金調達する手段として有効である。

資金調達の方法は多様化しているが、短期資金は短期間で返済し、設備投資などの長期資金は設備の償却期間等に合わせて返済するという鉄則を守り、資金繰りをまさかの時に備えて借入できるようにしておくことが経営が先手先手となり面白くなるでしょう。

新型コロナウイルスなどの不測の事態で顧客が突然いなくなったり、生産・販売できなくなったりすることに耐えるためにも、コミットメントラインの資金枠づくりは欠かせない金融機関との付き合い方といえる。

生産性向上のための

# タイムマネジメント

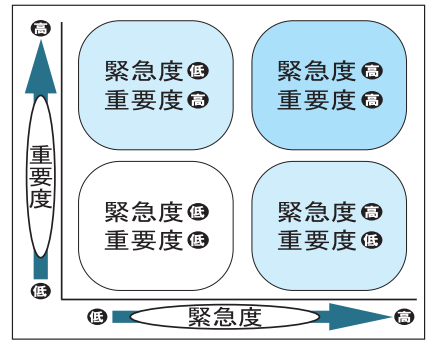
「日本の労働生産性動向2019」（日本生産性本部）で、我が国の労働生産性は、経済協力開発機構（OECD）加盟36カ国中で21位、先進7カ国（G7）では1970年以降、最下位の状態が続き、生産性の低さが指摘されてきています。

今、政府主導による「働き方改革」により、国際的な競争力を高めていくために、これまでの長時間労働を前提とした働き方を改め、時間当たりの生産性を向上させていくとする潮流が、企業の現場に起きています。従業員1人当たりの生産性を向上させていくかが、利益を確保していくためには、企業にとっては最も重要な経営課題ともいえます。事実、日本政策金融公庫の「小規模企業の経営指標調査」で、「人件費対粗付

加価値額比率」が最も良いとされている運輸業でみても、従業員1人当たりの粗付加価値額は495万円で、従業員1人当たりの人件費は406万円となり、人件費粗付加価値額比率は84%です。

売上高から仕入れや製造原価を差し引いた残りが粗利ですが、その粗利の84%が人件費に費やされており、利益が確保しにくい状況にあります。

企業が存続していく上では、利益を出していくことが欠かせないことは言うまでもありません。いかに生産性を向上させていくかが、問われている本質です。生産性を向上させるカギのひとつに、「タイムマネジメント」、つまり「時間管理」にあります。仕事の優先順位を測る



キーワードは、「緊急度」と「重要度」。

これをマトリックスで見ると、意外なことが見えてきます。

即、取り組まなければならない第一順位は、「緊急で重要性の高い案件」で、これは異論のないところでしょう。具体的には、クレーム対応、切羽詰まった案件、災害対応、病気や事故といったもので、ルーチンワーク（定型業務）というより、危機対応に近い感覚です。

問題は、第二順位。大半の人は、「緊急で重要性は低い案件」と答えます。確かに緊急なので、

即、対応しないとクレームに発展する危険性がありそうです。

具体的には、書かなければならない報告書、出席しなければならぬ会議、掛なければならぬ電話、多くの冠婚葬祭、多くの接待、突然の来訪、などです。

報告書や会議は重要度が低いと断じると、誤解を招いてしまいそうですが、残念ながら、「真に意味のある仕事か」、「合目的か」という観点からすれば、重要度は低いものが少なくないと言わざるを得ません。

仕事の品質や成果を高める活動は、ルーチンワークの繰り返しからは、生まれません。こうした視点は、今後ますます必要と考えます。

「綿密な準備や計画づくり」、「業務品質（クオリティ）を上げる取り組み」、「より強固なチームワークづくり」、「部下やメンバーへの権限委譲のための準備と取り組み」などは、間

違わなく強い企業を創り上げます。

したがって、正解は、これら「緊急ではないが重要性の高い案件」が第二順位であるということです。

よく考えてみれば、「緊急で重要性の高い案件」は、災害や事故といったもの以外では、むしろ追いかけていない状況を自らつくつたために発生した、という見方もできます。

「緊急で重要性の低い案件」より、「緊急ではないが重要性の高い案件」の取り組みを増やすことで減らすことができます。

「緊急」より「重要」に価値を置く意識が、生産性を向上させる視点では、大切です。

何よりも、追いまくられる仕事が減っていく職場は、働き手としてモチベーションも上がっていきます

## 経営コンサルタント

村尾 義之

# 家族のあり方も見つめ直す コロナ後の日常

産業カウンセラー 柏木 勇一

## 在宅勤務で知った家族関係

地域によって程度は異なりますが、新型コロナウイルス感染症問題は、「ステイ・ホーム」家にいなさい」という現象が示すように、働く人々とその家庭にも影響しました。感染拡大が終息したわけではありません。コロナをめぐる様々な対応が、働き方や家族のあり方に与えた課題は大きく、新しい日常のあり方が問われています。

働く現場の変化は、在宅勤務、テレワーク、リモート会議などの言葉に示されています。これも地域によって、そして工場など業種によって異なるかもしれませんが、「自宅での仕事に集中したいが、学校も休みでみんな家にいる。うるさくて集中できない。つい、妻や子どもに怒鳴ってしまった。どうしたらいいか」と

いう相談が4月、5月は結構ありました。コロナウイルスが投げかけた問題のひとつとして、家族のコミュニケーションの重要性を感じました。「家族の新しいあり方を見つめ直す機会」と、とらえてみませんか。

## 家族みんなを尊重していきましょう

こういう質問を、相談してきた方に投げかけました。電話での話し合いです。ちょっと沈黙がありました。もし面談だったら、視線をずらして考え込んだかもしれません。出てきた答えは「急にそう言われても、尊重なんて普段は考えていませんね」でした。家族間のコミュニケーションには、夫婦と親子という2つの関係性があります。どちらにも大切なことは、相手を尊重できるかど

うか、ということでした。子どもは子どもの、母親なら母親の、それぞれ異なる人格、価値観、考え方があることを忘れないでください。一応、ここでの子どもは、小学校高学年以上を想定しています。その人となりは形成されています。子どもも扱いすると危ないです。自分本位の大人の考え方を優先して対応すると、親子の溝が生じます。夫婦間でも同じでしょう。

イライラしている時は、自分自身の価値観を前面に出している時です。いったん気付いたら、相手の立場も考えてください。学校に行けない、外で友達と遊べない、子どもだって悩んでいるんだ、と考えることができます。怒鳴らないでしょう。この話をした時、相談者からは「みんな辛いんですよ」と納得の言葉が返ってきました。

## アイ（ー）メッセージのコミュニケーションを

これは、「あなたはダメだ。あなたは間違っている」と伝えるのではなく、「私はこう思う」と、自分を主語にして、自分の気持ちや

考え、時には感情を言葉にして伝えることです。この話し方のメリットは、相手に意見を押し付けるような印象を与えないことです。つまり相手を尊重するコミュニケーションです。例えばテレワークの準備で資料を作成中、子どもが隣でゲームを始めました。「父親が仕事にゲームとは何だ、けしからん」と思い、イライラが強くなると、「うるさい」と大声が出ます。こんな時「外に行けないからお前もイライラしているのは分かる。こっちの仕事が一段落するまで30分ではないからゲームはやめてくれないか」という言葉が出れば、子どもも分かってくれるはずですよ。

コロナ禍がもたらした職場と家庭の変化。危機感を持つことも大事ですが、新しい試みを考え実現していく好機ととらえることも欠かせないでしょう。家族関係の見直し、親子間の信頼につながります。ここで示した、相手を尊重するコミュニケーションは、家庭だけでなく職場でももちろん通用します。ぜひ試みてください。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ  
病気やケガの備えに

NEW/  
ライフステージの変化に  
ちゃんと応える  
医療保険 EVER



心配な「がん」の備えに

生きるための  
がん保険  
Days 1



〈引受保険会社〉

Afiac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

# 社員ファーストの働き方改革へのポイント

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

## 新しい時代へ挑戦する

### 動機づけがベース

新型コロナウイルスの問題は、雇用の場での働き方にも大きな影響を及ぼしそうだ。幸いにも、わが国では働き方改革が議論され、本稿でも、高齢者雇用のベースとしての従業員ファーストの組織づくりについて書いてきた。

そこで、今回は働き方改革のための改善についてポイントを整理してみよう。

(1) 自立性と達成感を重視する  
新しい時代へ社員を活性化するためのポイントは、能力開発と再開発だが、そのためには自分自身を客観視して、これからの仕事に挑戦する心構えを養うことが重要。専門能力を踏まえ、新し

い技術などに再挑戦させる動機づけが必要だ。その際にモラルを低下させないように主体性と自立性を尊重し、成果を示して達成感を与える。社員一人ひとりに役割があると思える組織づくりは経営の責任である。

### 改善は、労働を

#### 人間化するアイデア

(2) 改善に資金はかからない  
改善というと特別な手数料や費用がかかると思われがちだが、要は「人に仕事をあわせる」ということで、多くの企業が独自のアイデアで達成させている。仕事

が「やりやすく」「疲れずに」「うまく早く」、また、やりがいが生まれるように「作業方法」「職務内容」「組織

「職場環境」などの条件を見直すもので、働き方改革そのものなのだ。

(3) 姿勢の良し悪しは、会社の評価にもつながる  
加齢による筋肉の硬化が原因で重いものを持てば腰痛になったり、また長時間の前傾姿勢で強い身体疲労を感じたりする。無理な作業姿勢をなくす改善は、生産性をあげるポイントでもある。また社員一人一人背の高さも違う。その個性にあわせた職場づくりは、意欲管理についての企業の評価基準にもなる。

(4) 重量物搬送の改善は、生産性、労働災害、健康の原点  
重量物の取り扱いは、社員の大きな負担となるので、機械化、道具化することが重要。ほとんどの企業が重量物の定義をしていないが、何キロが重量物なのかを決めることも必要だ。

### 改善は、

#### かならず生産性をあげる

(5) やりにくいと思う作業は、即改善  
職場には様々な作業負荷がある。高齢者が現役で働くためには、無理なやりにくい作業をこまかく排除していく必要がある。図面の細かい数字を読んで機械の刃や材料を探すという作業を、図面に色分けシールを貼り付けることで、その色の刃と材料を瞬時に取り出すことができる改善など。

本稿は、社員ファーストと云っているが、経営者に向けている。改善はやる気を育て、生産性がアップするからである。



**HAKODA GROUP OFFICE**

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

**箱田税務会計事務所**

法人、個人の税務申告・相続税申告

**有限会社 八コダ先見経営**

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

# 睡眠改善で 社員の免疫力高めよう

日刊工業新聞社 岡田 直樹

新型コロナウイルスの影響が長期化しそうだ。業種や企業によっては、在宅勤務やリモートワークが日常化し、健康面の自己管理がより重要になる。企業はコロナ第二波や新興ウイルスに備えて「睡眠の質」の改善を支援し、社員の免疫力を高めておきたい。

今や日本人の5人に1人は寝付きにくい、眠りが浅い、早朝覚醒などの悩みを抱えているといわれる。在宅勤務では昼夜逆転など睡眠時間に乱れが生じやすい。また在宅勤務から在社勤務への切り替え時に、環境急変によるストレスから不眠症になるケースもある。

点からも重要性を増している。先進的な企業では睡眠健康指導士を招いて研修を実施したり、腕時計型の睡眠センサーを導入して社員がスマホで自己管理したりするところもある。

中小企業でもできることがある。住宅リフォーム業のOKUTA(さいたま市)では、社員が就業時間中にオフィスのデスクや社用車で15〜20分ほど仮眠をとれる「パワーナップ制度」が定着している。会長の奥田イサム氏が大きな事故にあったのをきっかけに、健康や企業の持続性を大切にする経営へ方針転換。その取り組みの一環として始めた。導入から8年がたち、作業効率の改善や居眠り運転の防止、創造力の発揮など、さまざまな効果が現れているという。

睡眠時間は多くの疾病リスクと密接に関わっている。厚生労働省の調査によると、疲労の蓄積度が「高い」または「非常に高い」と判定される人の割合は、睡眠時間が短くなるにつれて高くなる傾向がみられる。睡眠不足が続くと、睡眠負債が溜まると、肥満や糖尿病、高血圧症、ガンなど生活習慣病の危険因子になるとの研究報告もある。

「睡眠負債」は免疫力を低下させ、感染症にかかりやすくなることも判明している。カリフォルニア大学の精神医学博士アリック・ブレイスラー氏の研究論文によると、風邪をひく確率は、睡眠時間が5時間未満の人では4.50倍、5〜6時間では4.24倍で、7時間睡眠をとった人より高い確率を示している。

多くの読者はご存じないかもしれないが、9月3日は睡眠健康推進機構(東京都文京区)が定めた秋の「睡眠の日」。「ぐっすり」の語呂合わせになっている。機構では世界睡眠医学協会の「世界睡眠デー」にちなみ、

3月18日を春の「睡眠の日」に定め、それぞれ前後1週間を睡眠健康週間とし、睡眠に関する知識の普及や啓発の活動を行っている。

「寝てない自慢」「食べない自慢」「忙しい自慢」。日本人が好む職場での自慢話」。かつてツイッターにこんなつぶやきがあり反響を呼んだ。「睡眠の日」が浸透しにくいのは「睡眠の質」とともに「労働の質」を軽視してきたせいもあるのではないかと。

「寝てない自慢」に違和感を持たない組織では、創発や効率改善の取り組みは生まれにくい。在宅勤務など社外で働く機会が増えれば、健康面の自己管理ができて着実に成果をあげられる人材がより評価される時代になる。コロナ禍による経済危機は、ポジティブに捉えれば働き方改革を加速し、人材評価のモノサシを見直す奇貨ともいえる。急激な経営環境の変化にも、しなやかに対応できるように、組織の「免疫力」も高めておきたい。



安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



DAIDO 大同生命保険株式会社 群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



## 優良法人特別部会

### 「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表敬する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

### 「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として高崎税務署より表敬を受けた法人（現在80社）で組織する会です。

### 優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表敬をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。

また、優良法人特別部会へご加入いただければ幸いです。

（電話027-363-4526）

## 女性部会

### 第11回

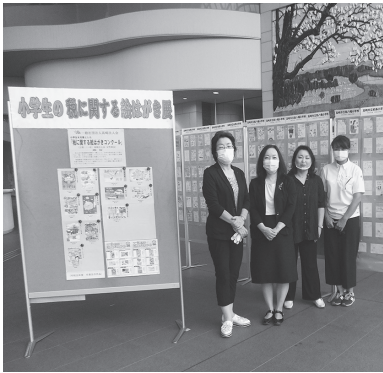
### 税に関する絵はがきコンクール

昨年度の小学六年生が応募した作品の展示を高崎市役所一階ロビーにて行いました。

このコンクールは、日本の将来を担う子供達が、毎日の生活の中でどのように税金が役立っているのかを考え、理解を深めるための租税の学習を行ったあとの発表となっております。

未来を担う子供達の納税意識の高揚を図る良い機会と捉えていただければと思います。

新型コロナウイルスの影響が懸念されますが、今年度も希望ある作品が多く集まるよう、関係各位のご協力を得ながら活動を行っていきたいと考えております。



## 青年部会

### ・租税教室

本年度より、小学校の学習指導要領の改訂により、税の学習が一学期になった事を受け、租税教室も一学期に開催を希望する小学校が増えました。

ところが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大で一斉休校になり、2学期以降開催に変更になったり、本年度の開催が中止になったりし、法人会担当としては9月7日が初回の開催となりました。

平成30年度より、高崎税務署管内の市町村や、県税事務所、税務協力団体も講師陣に加わり、高崎法人会青年部会では管内小学校全88校の内、40校程を担当しておりますが本年度については流動的です。

各支部長様をはじめ部会員の皆様もご多忙とは存じますが、講師・アシスタントとしてご協力の程よろしくお願いいたします。



▲租税教室の様子

## 青年部会・女性部会では新入部会員を募集しています。

青年部会…会員企業の50歳迄の経営者、役員・幹部社員、または青年部会の趣旨に賛同する方。

女性部会…会員企業の女性経営者並びに役員・幹部社員、または女性部会の趣旨に賛同する方。

部会入会をご希望の方は事務局までご返送ください。

ご不明な点は事務局までお問合せください

部会員  
募集中



（一社）高崎法人会 事務局

TEL : 027-363-4526

http://www.takasakihojinkai.com/

## 高崎

高崎地区会会の各支部で  
今後の事業計画等について  
会議が開かれました

【高崎地区会17支部図】



高崎地区会では例年各支部にて役員会を開催してまいりましたが、今年度はコロナ禍の影響及び対策で、中止もしくは、時間を短縮しての開催を余儀なくされました。

会議の中では、昨今の特殊な状況下での、事業実施のあり方や、会員増強の方法などが話し合われ、来年度の役員改選に向けても動き始めました。

## 法人会の税務テキストのご紹介

法人会では研修会等で使用するテキストを発刊しています。このテキスト類は研修会や説明会で皆様に無料でご提供させていただいております。

研修会にご参加いただけない場合、各地区会の事務局にて無料でお渡しすることもできます。ご入用の際は、法人会の各事務局へご連絡ください。なお、数に限りがございます。



いますので、在庫切れの場合はご容赦ください。  
高崎法人会 事務局  
TEL 027-1363-4526

## 子持

銅板フィルターを  
マスクの内側へ

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために新しい生活様式を実践することが求められています。その中にマスクの着用があります。

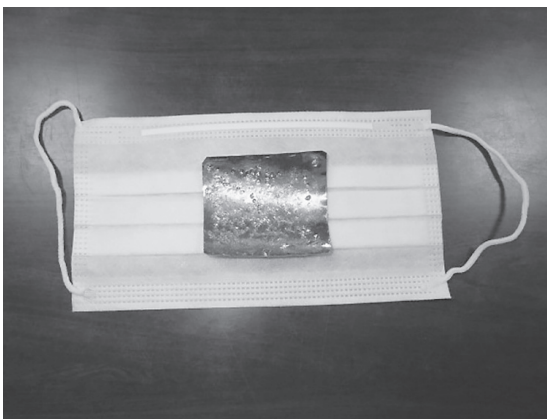
今回は、マスクの内側に入れる銅板フィルターを紹介したいと思います。

細菌の増殖を抑えるメカニズムとして、銅は水分と反応し強い酸化力をもつ活性酸素分子種が生成します。活性酸素分子種が細菌等の標的分子を分解します。

この作業により、銅と接触している細菌等の増殖を抑える効果となります。

コロナウイルスに効果があるかという銅及び銅合金の超抗菌性の実証試験の要請を行っている最中です。

この細菌等の増殖を抑える効果を利用して当会員である(株)藤・銅



板工芸作家の須藤茂氏がマスクの内側に入れる銅板シートを作成し販売もしています。

この取り組みをより多くの方に知っていただき、それぞれの日常生活において、ご自身の新しい生活様式を実践していただければ幸いです。

【引用文献】  
(二社) 日本金属屋根協会  
施行と管理 No.381より

「生きる」を創る。

**Aflac**  
アフラック募集代理店

**IDA LIFE**

<https://www.idalife.co.jp>

おかげさまで30周年。



井田総合ビジネスは井田ライフ保険として生まれ変わりました。

株式会社 **井田ライフ保険**

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2 TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455



群馬

会員企業紹介

株式会社 コイケ



代表取締役  
小池 孝

一、所在地

高崎市足門町六三七一三七  
TEL 〇二七―三七三―七五七六  
FAX 〇二七―三七三―八三七六

二、事業概要・会社PR

当社は、昭和23年に小池ラジオ商会として創業し、以来70年以上の長きにわたりお客様や地域の皆さまに支えられ歩んでまいりました。生活に密着したライフライン事業者として、主に水道の面からお客様のニーズにお応えするとともに、将来的にもご満足いただけるよう快適で安心・安全な暮らしをサポートさせていただきます。また、近年では住宅の基礎工事にも分野を広げ《建築》に更



に深く携わっております。

三、経営理念

建築業界の多様化するニーズ中で、その一つ一つにお応えすべく今後とも社員一丸となつて一層の努力を続けてまいりますので、今後ともご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

松井田

会員企業紹介

有限会社 日新堂

松井田店長

本多 操

一、所在地

安中市松井田町松井田四〇〇一五  
TEL 〇二七―三九三―〇一五九

二、事業概要・会社PR

一代目・昭和20年

和菓子店開業

二代目・昭和48年

和洋菓子店改装

三代目・平成20年

第二店舗『グルメンデイズ』を安中市

原市に開店

松井田店に飲食場所

改装

松井田町内は過疎化が



店長と店舗



店舗内とお客様

進み、昔の賑わいが無くなり、加えて今年には新型コロナウイルスの影響で、来店者数が激変しました。このままではいけないと思い、大好きな料理を作ることを生かし、テイクアウト・デリバリーを始めました。70才になった私は、生まれ育ったこの町の為に、もう少し頑張ろう!! と思い【ジジババ子供食堂】を始め、毎日楽しく笑顔を忘れず、厨房で腕を振るい、お客様から頂く美味しかったよの声を励みに店を続けています。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る  
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

伊香保

会員企業紹介

株式会社 晴観荘



代表取締役  
茶木 茂直

一、所在地

渋川市伊香保町伊香保五五七  
TEL 〇二七九一七二一七

二、事業概要・会社PR

3つの無料貸切露天風呂の宿。伊香保温泉の温泉旅館「晴観荘」は緑豊かな高台に佇み、客室からの眺望は赤城山や谷川連峰、遠くは日光連山を望む大パノラマ。敷地面積15000坪の豊かな自然の中、季節の感じる露天風呂と美しい眺望が見渡せません。



風呂

三、経営理念

感動は

一人一人の笑顔からお客様のために保養と健康、癒しの場を提供する。おもてなしの心を大切に夢と希望をもって、永続的に働ける職場づくりを社員とともに大きく発展し、伊香保温泉のオンリーワンを目指します。



外観

吉井

会員企業紹介

有限会社 栄楽亭

代表取締役

岡村 健吾

一、所在地

高崎市吉井町本郷二五二一六  
TEL 〇二七―三八七―五二二三

二、事業概要・会社PR

当社は昭和54年に創業し、焼肉・しゃぶしゃぶを中心としたメニューを提供する飲食店です。定休日は木曜日で、国道254号線のバイパス沿いに立地しており、地元密着の店として地元のお客様に支えられて営業してきました。



Aセット (3〜4人前)

お昼の営業ではランチセットも扱っており、汁

三、経営理念

当社は良い品をお求めやすい価格で提供し、地域のお客様に愛される店舗を目指しています。食を通じてお客様に笑顔になつていただけるよう、これからも営業してまいります。



店舗外観

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ

病気やケガの備えに

NEW/ ライフステージの変化に  
ちゃんと応える  
医療保険 EVER



心配な「がん」の備えに

生きるための  
がん保険  
Days 1



(引受保険会社)

Affiac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

AFソール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

# 税理士会

## 緊急経済対策税制措置

### 新型コロナウイルス特例法の概要

関東信越税理士会  
高崎支部 税理士 間 寄 孝 雄

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大であることから、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

新たな給付金」等について、所得税等を非課税とする措置等が講じられました。

《文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例》  
政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額（上限20万円）について寄附金控除（所得控除又は税額控除）が適用されることになりました。

《大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付》  
資本金1億円超10億円以下の法人の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とする措置が講じられました。

《特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税》  
新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的金融機関や民間金融機関等が行う特別貸付に係る契約書について、印紙税を非課税とする措置が講じられました。

《住宅ローン控除の適用要件の弾力化》  
新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件が弾力化されました。

《消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例》  
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件が弾力化されました。

《給付金の非課税等》  
「生活困窮世帯に対する

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の一定期間（1か月以上の任意の期間）において、収入が著しく減少（前年同期に比べ概ね50%以上）した事業者に係る消費税の課税選択について、課税期間開始後における変更を可能とする措置が講じられました。

《特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税》  
新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的金融機関や民間金融機関等が行う特別貸付に係る契約書について、印紙税を非課税とする措置が講じられました。

《特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税》  
新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的金融機関や民間金融機関等が行う特別貸付に係る契約書について、印紙税を非課税とする措置が講じられました。

《特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税》  
新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的金融機関や民間金融機関等が行う特別貸付に係る契約書について、印紙税を非課税とする措置が講じられました。

## 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸**

**話**

「新入社員の会話から」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 島田 雅典

ある日、仕事帰りに居酒屋で談笑している若者二人に出会いました。

会話の内容から二人はど  
うやら同じ会社の新入社員  
のようです。一人はスー  
ツ姿で一人は私服です。仮に  
スーツ姿の若者をAさん、  
私服の若者をBさんとしま  
しょう。

B「今A君が着ているスー  
ツは会社の制服かい？」

A「そうだよ、この支給さ  
れたスーツ着て出勤して  
いるし、帰るときも着た  
ままだよ。俺は営業、たか  
ら、出勤前に得意先訪問  
したり、取引先から直帰  
したりするからね」

B「ふーん。おれは工場勤  
務だから制服は作業着的  
なもので、私服で出勤し  
てロッカーで着替えて勤  
務して、また着替えて私  
服で帰ることになってい  
る。ネームの入った制服  
着て帰ることはしないよ  
うに会社から言われてい  
るよ」

A「ところで、うちの会社、

制服は会社が買ってくれ  
るんだよね」

B「入社するとき支給しま  
す、と言っていたよ」

A「そうだよね。それなの  
に給与明細見たら、制服  
代として給与から差し引  
きされているんだよ」

B「ほんと？俺は制服代の  
控除は無かったよ」

A「おかしいと思ったので  
総務部に聞いたんだよ。  
そしたら、制服代金を給  
与明細の支給欄にプラス  
してあるから、たして引  
いてチャラです。それな  
ので会社が制服代支給し  
たことになりません。と言  
われたんだよ」

B「俺は、制服代は支給欄  
にも控除欄にも無かった  
よ」

A「同じ会社の制服なのに  
何で違うのかな？」

さて、皆さんこの会話ど  
う思いますか。同じ会社な  
のに変ですよ。会社が処  
理を間違えたのでしょうか。  
いえ、会社の処理は正  
しいのです。会社支給の制

服に対する所得税課税の違  
いから、この会話のような  
処理になったのです。

事務服、作業服等制服の  
支給が社員に対して経済的  
利益無しの非課税所得とな  
るには条件があります。

①専ら勤務する場所におい  
て通常の職務を行う上で着  
用するもので私的には着用  
しない又は着用できないも  
のであること

②制服の支給がその職場に  
属するもの全員又は一定の  
仕事に従事するもの全員を  
対象として行われるもので  
あること

スーツなど私服としても  
着用できるものを制服とし  
て支給する場合は所得税法  
上非課税とされる経済的利  
益には該当せず、給与とみ  
なされ、源泉所得税で従業  
員本人に課税することにな  
ります。

会社側は、スーツの場合  
は給与の支払いとして損金  
処理され、私的着用のでき  
ない制服の場合は福利厚生

費として損金経理されま  
す。どちらも、経費に入れ  
られませんので、特段不利な  
ことは起きません。また、  
現物給与として源泉所得課  
税するスーツ代は消費税込  
価格で課税することになっ  
ています。

消費税の扱いについては  
は、会社でのスーツ購入は  
課税仕入れとなりますが、  
その税込代金を従業員から  
回収した時に課税売上とな  
ります。

新型コロナウイルス感染症関連  
で、在宅勤務のための社員  
自宅の通信回線の整備、ま  
た、社員の感染防止関連で  
福利厚生面での支出が発生  
することもあろうかと思  
いますが、現物支給の際には  
給与として源泉所得課税に  
該当するかどうか検討が必  
要です。

人類が一刻も早くこのウ  
イルスに打ち勝つことを願  
うばかりです。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

### ○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
  - ・納税について誠実な意思を有する。
  - ・猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
  - ・納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。  
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

### ○現行の猶予が認められると…

- ・原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
  - ・猶予中は延滞税が軽減されます（通常年8.9%→軽減後年1.6%※）。
- ※令和2年中における延滞税の利率 申請による換価の猶予国税徴収法第151条の2

**収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

**納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！**

**延滞税なし**

**1年間猶予**

**無担保**

### 特 例 猶 予 の 要 件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
  - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
  - ②一時に納税することが困難であること。
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条

令和2年6月

**まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください**

➤ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 8：30～17：00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

**猶予の申請方法**

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

➤ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。

➤ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

**ご注意いただきたいこと**

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

**税務署において所定の審査を迅速に行います**

**猶予が認められると…**

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

**その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください**

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

## 税務署へ提出する申告書や届出書などには マイナンバーの記載が必要です！

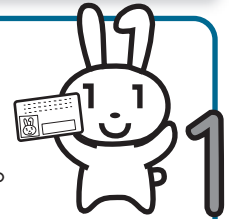
税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の  
提示又は写しの添付

が必要です。



マイナンバー  
PRキャラクター  
マイナちゃん

※e-Tax で提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

### 本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）

- マイナンバーカードをお持ちの方は  
**番号確認と身元確認が1枚**でできます。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は



#### 番号確認書類

- 通知カード※<sup>1</sup>
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限りませう。)  
などのうちいずれか1つ※<sup>2</sup>

+

#### 身元確認書類

- 運転免許証
  - 公的医療保険の被保険者証
  - パスポート
- などのうちいずれか1つ

- ※<sup>1</sup> 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- ※<sup>2</sup> 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

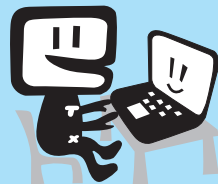
## もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

### ○オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』  
を活用して、自宅などから  
申告ができます。



### ○身分証明書として

運転免許証などと同様、公的  
身分証明書として使用できます。



### ○マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)  
選択したキャッシュレス決済サービスで  
2万円のチャージまたは買い物をする  
と上限5,000円分のマイナポイントがもら  
えます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで  
申請でき、無料で取得できます。



スマホによる  
申請は  
こちらから！



## 令和3年(2021年)1月提出分から 給与支払報告書等のeLTAX等による 提出義務基準が引き下げられました!

### 概要

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAX及び光ディスク等による提出が義務付けられました。



例えば、平成31年(2019年)1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和3年(2021年)1月の給与支払報告書は、eLTAX等により提出する必要があります。

提出時期	平成31年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)...
源泉徴収票	給与所得の源泉徴収票 110枚 (紙提出)	給与所得の源泉徴収票 110枚 (紙提出)	e-Tax等 による提出 義務化
給与支払報告書	給与支払報告書 (紙提出)	給与支払報告書 (紙提出)	エルタックス <b>eLTAX</b> 等 による提出 義務化

○eLTAXでの提出(電子申告)については、以下のホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

群馬県・市町村



新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

榛東	高崎	高崎	高崎
① 株マルミ ② 清水孝郎 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ 水道設備小売業	① 有ジェイ・テックス ② 岡本貴雄 ③ 高崎市大沢町 ④ 非破壊検査	① オリヒロ株 ② 鶴田織寛 ③ 高崎市綿貫町 ④ 機械販売、食品販売	① 油善石油株 ② 関口壮平 ③ 高崎市東町 ④ 不動産賃貸業
<b>問い合わせ先</b> (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576	<b>榛名</b> ① KSYSTEM株 ② 外處克 ③ 高崎市高浜町 ④ 清掃業、建設業	<b>高崎</b> ① オリヒロプランデュ株 ② 鶴田織寛 ③ 高崎市下大島町 ④ 食品製造	<b>高崎</b> ① 株ヴィクトリーステップ ② 丸山勝行 ③ 高崎市栄町 ④ 飲食業
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			

今後の税務説明会の予定

令和2年度下期「決算税務説明会」日程表

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、10月は税務署担当官による説明は中止し、資料配布のみとなりますので税務署よりの御案内状や、当会HPにて最新情報をご確認ください。

- 10月9日(金) 14:00~15:00 榛東村商工会(群馬、箕郷、吉岡、榛東)
- 10月19日(月) 14:00~15:00 安中、松井田各商工会(安中、松井田)

※11月以降の予定につきましても、感染拡大の状況を確認しながらの実施となる予定です。

- 11月5日(木) 14:00~16:00 渋川市・金島ふれあいセンター(渋川、伊香保、子持、北橘、赤城)
- 11月6日(金) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
- 11月25日(水) 14:00~16:00 吉井商工会館(吉井)
- 11月26日(木) 14:00~16:00 榛名商工会館(榛名、倉淵)
- 1月14日(木) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
- 3月18日(木) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター(高崎、新町)

令和2年度下期「新規設立法人税務説明会」

- 12月9日(水) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター

ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局  
 TEL: 027-363-4526  
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

# 表紙説明

## 渋川市アニメツーリズムの推進

渋川市では、アニメや漫画のファンがその作品の舞台となった土地などを訪れる、アニメツーリズム事業を推進しています。

現在は渋川市が舞台である人気作品「頭文字D」とコラボレーションしており、写真はその一環として作成された、デザインカラーマンホール蓋の展示の様子です。

また、市内全7カ所に配置されたこれらのマンホールを巡る、デジタルスタンプラリーも同時開催されています。専用のアプリをダウンロードすることでどなたでも楽しむことができます。期間は令和2年8月1日から、令和3年7月31日までとなっており、全てのスタンプをコンプリートした方には特典も用意されておりますので、ふるってご参加下さい。

その他にもラッピングバスの運行や、オリジナルフレーム切手の販売、マンホールカードの配布も行っておりますので、この機会にぜひ渋川を訪れて、伝説の走り屋たちの聖地を巡ってみてはいかがでしょうか。



## 消費税期限内納付

### 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第178号

令和2年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)

(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号

TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576

E-mail:office@takasaki-hojinkai.com

U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/

〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久

〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

# 税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会



## 高崎税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、**令和2年分年末調整等説明会**は、**開催を中止**することとしました。

## 事業の中止について

例年開催しておりました、下記の事業につきまして、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より開催を中止とさせていただきます。

なお、税務署主催の年末調整説明会会場にて販売しておりました、「年末調整の仕方」をご希望の方は、同封のチラシにてお申込みください。

### 開催中止事業

- ・上期研修会
- ・ボウリング大会
- ・親睦ゴルフ大会
- ・公開講演会

# 組織力は力です！

ご自身と企業と社会のために

未加入の方がいたら、ご紹介ください。

入会については最寄りの法人会事務局へお問い合わせください。

## 各地区会一覧

1 高崎	☎027-363-4526	9 吉岡	☎0279-54-2625
2 渋川	☎0279-25-1311	10 榛東	☎0279-54-2318
3 安中	☎027-382-2828	11 子持	☎0279-23-8845
4 群馬	☎027-373-0237	12 倉渕	☎027-378-2029
5 榛名	☎027-374-0219	13 新町	☎0274-42-0930
6 松井田	☎027-393-1411	14 北橋	☎0279-52-3007
7 伊香保	☎0279-72-3588	15 赤城	☎0279-56-3223
8 箕郷	☎027-371-2150	16 吉井	☎027-387-2293

# 税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

**法人会**

詳しくはWEBへ 法人会

**法人会は経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。**

## e-Tax利用に関する 法人会「会員優遇サービス」のお知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が **1年間無料** になります。

※このサービスは e-Tax 利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

### 1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容(令和2年10月1日現在)

#### ◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス …………… 1,650円 → **無料**

照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス …………… 5,500円 → **無料**

#### ◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス …………… 1,100円 → **無料**

照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス …………… 5,500円 → **無料**

※別途、契約時に契約料として2,200円(消費税等込、契約時のみ)

#### ◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 …………… 2,200円 → **無料**

#### ◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 …………… 1,100円 → **無料**

#### ◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 …………… 2,200円 → **無料**

#### ◎利根郡信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 …………… 1,100円 → **無料**

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優遇サービスにご賛同していただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

### 2. 申込み手順

- ① 各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
  - ② 高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(※)に署名押印する。
- (※) 証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③ 上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申込む。

水と緑といで湯の街

# 法人がよリ



渋川市アニメツーリズムの推進 (渋川地区会) 表紙説明はP.26

全国法人会総連合  
令和3年度 税制改正に関する提言

まさかの時の資金繰り対応

生産性向上のための  
「タイムマネジメント」

社員ファーストの働き方改革へのポイント

高崎税務署管内 税務協力団体

一般社団法人 高崎法人会

- |       |       |       |       |       |        |        |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 高崎地区会 | 渋川地区会 | 安中地区会 | 群馬地区会 | 榛名地区会 | 松井田地区会 | 伊香保地区会 | 箕郷地区会 |
| 吉岡地区会 | 榛東地区会 | 子持地区会 | 倉渕地区会 | 新町地区会 | 北橘地区会  | 赤城地区会  | 吉井地区会 |